

「荷主・物流事業者の取組状況」に関するフォローアップ調査の開始について

特定荷主の物流効率化法については、これまでにもお知らせしているところですが、今般、国土交通省より、今後の施策検討の参考とするため、「荷主・物流事業者の取組状況」に関するフォローアップ調査が開始されていることについてお知らせします。

自動車整備業にあっては、業として自動車部品の納入や自動車の輸送等を物流事業者に行わせている者については、物流効率化法において努力義務の課される第一種荷主（送る側）・第二種荷主（受け取る側）に該当する可能性があるとのことですので、下記についてご協力して頂くようご周知方よろしくお願ひいたします。

記

○調査概要

本アンケートは、荷主・連鎖化事業者の皆さんに、積載効率の向上等及び荷待ち・荷役等時間の短縮に関する取組状況等についてお伺いし、品目ごとの特性や取組の進捗等を分析することで、今後の施策の検討の参考とするものです。

○調査期間

2025年12月22日（月）～2026年1月31日（土）

荷主又は連鎖化事業者の皆様におかれましては、下記リンクより、物流効率化に係る自社の取組状況等に関するアンケートについてご回答いただけますよう、よろしくお願ひします。

○回答URL

「荷主・連鎖化事業者」の皆様へのアンケート

<https://mlit-survey.com/svy-form3/form>

本調査に関する問合せは以下とおりです。

【「荷主・物流事業者の取組状況」に関するフォローアップ調査事務局】

TEL : 03-4316-6102

受付時間：月～金10:00～17:00（祝日・年末年始（12/27～1/4）を除く）

参考：「物流効率化法について」経済産業省HP

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/butsuryu-kouritsuka.html>

参考：「5分でわかる物流効率化法の改正のポイント」「物流効率化法」理解促進ポータルサイト

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/5minutes/>